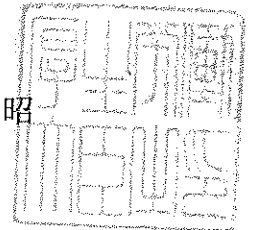




厚生労働省発食安 0614 第 1 号  
平成 22 年 6 月 14 日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

3-エチルピリジン

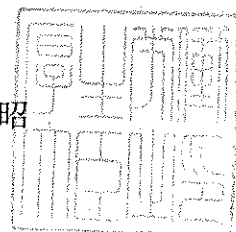




厚生労働省発食安 0614 第 2 号  
平成 22 年 6 月 14 日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻 昭



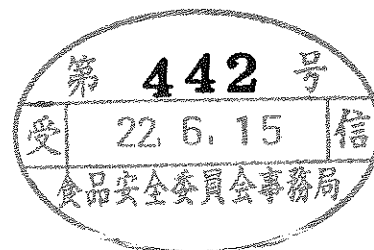
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること。

5-エチル-2-メチルピリジン

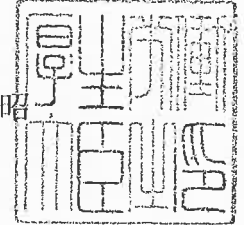




厚生労働省発健 0607 第 8 号  
平成 22 年 6 月 11 日

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長 妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働省令で定められている次に掲げる事項に係る水道により供給される水の水質基準を改正すること。

トリクロロエチレン



## 食品健康影響評価の審議状況

(平成22年6月16日現在)

区分	要請件数			合計	評価終了			意見 募集中	審議中
		うち 22年度分	自ら評価			うち 22年度分			
添加物	105	5	0	105	92	4	2	11	
農薬	537	8	0	537	311	6	15	211	
うちポジティブリスト関係	214	5	0	214	110	1	14	90	
うち清涼飲料水	93	0	0	93	20	0	0	73	
うち飼料中の残留農薬基準	2	0	0	2	0	0	0	2	
動物用医薬品	287	2	0	287	256	14	11	20	
うちポジティブリスト関係	65	0	0	65	45	2	0	20	
化学物質・汚染物質	57	2	2	59	37	1	0	22	
うち清涼飲料水	48	0	0	48	29	0	0	19	
器具・容器包装	13	0	0	13	4	0	0	9	
微生物・ウイルス	4	0	1	5	5	0	0	0	
プリオン	11	0	2	13	19 <sup>(注4)</sup>	0	0	2	
かび毒・自然毒等	4	0	2	6	4	0	0	2	
遺伝子組換え食品等	114	7	0	114	94	4	0	20	
新開発食品	69	0	1	70	62	0	0	8	
肥料・飼料等	127	0	0	127	33	3	2	92	
うちポジティブリスト関係	77	0	0	77	7	1	2	68	
担当専門調査会未定 <sup>(注5)</sup>	0	0	1	1	0	0	0	1	
肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0	
新開発・添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1	
食品による窒息事故に関する ワーキンググループ	1	0	0	1	1	1	0	0	
合計	1331	24	9	1340	919	33	30	399	

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。  
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。  
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。  
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分終了)。  
5 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」1件分は、まず情報収集から始めることとされたため現在、担当専門調査会が未定となっている。

## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成22年6月16日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)〈耐性菌関連〉
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム、
18/5/22	厚	農薬 ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメプリム、メロキシカム) ☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン ☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆、
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆、セファレキシン☆
19/3/6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、クラブラン酸☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、クロルスロン☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキシ☆ 4
19/4/10	厚	農薬 イソキサフルトール☆、 1

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆	3
19/6/5	厚	農薬 イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラズン☆	5
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、ジチアノン<一部☆>、フルシラゾール<一部☆>	5
19/8/21	厚	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆>	4
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	6
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセット☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	5
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/3	厚	農薬 1, 3-ジクロプロペン<一部☆>、シクラニド☆	3
20/3/11	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆、ベノキサコール☆	9
20/3/11	厚・農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研,ポールセーバー MG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)	10

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/3/25	厚	農薬 TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、スルホスルフロン☆、ノルフルラゾン☆、ピメトロジン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆、ベンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆	10
20/4/1	厚	農薬 アラクロール	1
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚	農薬 ペンディメタリン<一部☆>	2
20/6/2	厚・農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トビシリン	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 アセフェート☆、クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	4
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロバクロール☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物 エフロトマイシン☆	1
20/9/12	厚	飼料添加物(抗菌性物質)アビラマイシン☆	1
21/1/20	厚	農薬 フェンチオン<一部☆>、フラメピル<一部☆>	4
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬 エチクロゼート<一部☆>	2
21/2/3	厚	農薬/動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、トリアゾホス☆、フェンプロピモルフ☆、バナラキシル☆、ホレート☆	9
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/3	厚	動薬 モネパンテル	1
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフィニウム☆	5
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質)ピコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、デオキシニバレノール及びニバレノール◎、食品中のヒ素◎	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。



I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	5
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬/動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/6/9	厚	農薬 フルオピコリド、フェントエート<一部☆>	3
21/8/4	厚	農薬 ピリベンカルブ	1
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品・飼料)	4
21/10/27	厚	農薬 チオベンカルブ、フルベンジアミド、フロニカミド、トリシクラゾール<一部☆>	5
21/10/21	農	農薬 イミダクロプリド<飼>、クロルピリホス<飼>	2
21/11/2	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(食品・飼料)、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(食品・飼料)	4
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査	4
21/11/20	厚・農	ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

生\*:内閣府国民生活局(現消費者庁)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/11/26	厚	添加物 トリメチルアミン	1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 エチプロール、キャプタン、フラザスルフロン☆	3
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	農薬 アセキノシル■、インダノファン■	2
22/1/5	厚	農薬及び動薬 イソプロチオラン■	2
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/18	消	特定保健用食品 ポリフェノール茶■、リプレS■、トリグリティー■、ミドルケア粉末スティック■	4
22/1/25	厚	農薬 イミダクロプリド■、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	7
22/2/1	厚 農	動薬 牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキソイド(「京都微研、キャトルウィーン-C15)の再審査■	2
22/2/16	厚	農薬 MCPA<一部☆>■、グリホサート<一部☆>■、ピリダベン<一部☆>■	6
22/2/16	厚	農薬及び動薬 ジノテフラン■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロペタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆、ジョサマイシン☆、チアムリン☆ (全て抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会)	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆(飼料添加物と共通の動薬のため担当は肥・飼料専門調査会)	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆、アスパラギン☆、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆、アラニン☆、アルギニン☆、イノシトール☆、カルシフェロール☆、β-カロテン☆、クエン酸☆、グリシン☆、グルタミン☆、コバラミン☆、コリン☆<農薬用途もあり>、酒石酸☆、セリン☆、チアミン☆、チロシン☆、トウガラシ色素☆、トコフェロール☆、ナイアシン☆、乳酸☆<農薬用途もあり>、バリン☆、パントテン酸☆、ピオチン☆、ヒスチジン☆、ピリドキシン☆、マリーゴールド色素☆、メチオニン☆、メナジオン☆、葉酸☆、リボフラビン☆、レチノール☆、ロイシン☆	35

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

## I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸■、ピュアカム葉酸 MV■、まめちから大豆ペプチドし ょうゆ■	3
22/2/23	厚	農薬 トルフェンピラド■、ベンチアバリカルブイソプロピル■、2,4-D☆	3
22/3/1	厚	農薬 マンジプロパミド■、ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスメット☆	4
22/3/18	-	アルミニウム◎、トランス脂肪酸◎	2
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニ ン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アプラマイシン☆、セファロニウム☆、フルメキン☆(全て抗菌性物質のため担当 は肥・飼料専門調査会)	3
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 セデカマイシン☆、モランテル☆(全て抗菌性物質のため担当は 肥・飼料専門調査会)	2
22/4/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統■	1
22/4/6	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統(飼料)■	1
22/4/16	厚	農薬 フルトリアホール<一部☆>■	2
22/5/10	厚	添加物及び農薬 ピリメタニル<一部☆>■	3
22/5/10	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノピエ感染症混合生ワ クチン(ノビリス MGMS)■	2
22/5/11	厚	農薬 γ-BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/5/14	厚	添加物 2,6-ジメチルピリジン	1
22/5/28	厚	農薬 フルフェナセト■、ヨウ化メチル■	2
22/6/7	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(飼料)■	1
22/6/8	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統(食品)、 GLU-No.3株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム、HIS-No.1株を利用し て生産されたL-ヒスチジン■	3
22/6/11	厚	水道に供給される水の水質基準の改正について	1
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン、5-エチル-2-メチルピリジン	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行  
うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/12～4/10	農薬 ピメロジン☆★	1
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
21/6/25～7/24	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★	2
22/1/7～2/5	添加物 トリメチルアミン★	1
22/1/14～2/12	動薬 クロルスロン☆	1
22/2/18～3/19	農薬 イマザピックアンモニウム塩☆★	1
22/2/25～3/26	農薬 TCMTB☆、イソキサフルトール☆★	2
22/3/4～4/2	農薬 ピコリナフェン☆★	1
22/3/11～4/9	農薬 ジチアノン<一部☆>★	2
22/4/8～5/7	農薬 ピメロジンの再審議☆★	1
22/4/22～5/21	農薬 アセフェート☆★	1
22/4/28～5/27	農薬 アシフルオルフェン☆★	1
22/4/28～5/27	農薬 ラクトフェン☆★	1
22/5/13～6/11	動薬 セファレキシン☆(肥・飼料等専門調査会)★	1
22/5/13～6/11	動薬 クラブラン酸☆(肥・飼料等専門調査会) ★	1
22/6/3～7/2	鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査■	2
22/6/3～7/2	動薬 牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキシイド( 京都微研、キャトルウイン-C15)の再審査■	2
22/6/10～7/9	添加物 2, 6-ジメチルピリジン	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成22年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
22/4/1	厚	農薬 ピリミノバックメチル	1
22/4/1	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性 $\alpha$ -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統(食品)■	1
22/4/8	厚	農薬 フェンチオン<一部☆><清涼飲料水>	3
22/4/8	厚	農薬及び動薬 スピノサド<一部☆>	4
22/4/8	農	遺伝子組換え食品等 耐熱性 $\alpha$ -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統(飼料)■	1
22/4/28	環	農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正について	1
22/4/28	厚	添加物 1-ペンテン-3-オール	1
22/4/28	厚	添加物 3-メチル-2-ブテノール	1
22/4/28	厚	動薬 ホスホマイシン<一部☆>、ホスホマイシンナトリウム	3
22/4/28	農	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))(再審査)(抗菌性物質のため担当は肥・飼料専門調査会。今後、薬剤耐性菌の審議が必要)■	(1)
22/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性 $\alpha$ -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組み合わせの全ての掛け合わせ品種(既に安全性評価が終了した4品種を除く。)■	1
22/5/13	厚 農	鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグウイン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(レスピフェンド MH)の再審査■	6
22/5/20	厚	添加物 ピペリジン	1
22/5/20	厚 農	動薬 豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン(エンテリゾール イライティス TF,同 FC,同 HL,同 HC)■	2
22/6/3	厚	添加物 ピロリジン	1
22/6/3	厚 農	動薬 アセトアミノフェン、アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャー30)■	2
22/6/3	厚 農	動薬 豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシユア ER)■	2
22/6/3	厚	遺伝子組換え食品等 THR-No.1 株を利用して生産された L-トレオニン■	1
22/6/10	消	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。  
 \*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。  
 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である  
 (平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)

#### IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する 評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高 度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針